

岩手県エイズ対策推進プランについて

1 プラン策定の趣旨

- ・ 本プランは、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号）に基づき、**本県におけるエイズ対策の推進**を図るため、**関係機関が連携して今後取り組む目標とその具体的な取組み内容を明らかにするものである。**
- ・ **プランの実施期間** : 平成 21 年度から平成 24 年度（4 年間）

2 HIV感染者及びエイズ患者の現状

- (1) HIV感染者とエイズ患者報告数
 - ・ 日本における HIV 感染者・エイズ患者は、ともに年々増加傾向にある。
 - ・ 岩手県では、1989 年（平成元年）に初めてエイズ患者が報告され、急激な増加は見られないものの、全国と同様に増加傾向にある。
（新規の HIV 感染者・エイズ患者 H10：3 人、H15：3 人 H20：5 人）
- (2) 男女別・年齢階級別
 - ・ 男女の割合は、全国と本県で差はない。
（全国：男性 83.5%、女性 16.5% 岩手県：男性 82.1%、女性 17.9%）
 - ・ 年齢階級別の割合は、全国と比較して本県は、やや年齢層が高い傾向がある。
- (3) 感染経路別
 - ・ 主な感染経路は、①性行為による感染、②血液を介しての感染（注射器具の共有など）、③母子感染がある。
 - ・ 全国では同性間の性的接触が多いのに対し、本県では異性間性的接触による感染が多い。

同性間性的接触(HIV 感染者)	全国：49.6%	岩手県：23.5%
異性間性的接触(")	全国：32.6%	岩手県：52.9%
- (4) 国籍別・感染地域別
 - ・ 全国と比較して本県では、日本国籍の方が海外で HIV に感染する事例が多いことが推察される。（海外での感染 全国：13.1% 岩手県：23.5%）

(1) 目標

本プラン実施期間の各年において、新規 HIV 感染者及びエイズ患者報告数を過去 5 年間（平成 16 年～20 年）の平均（3.6≒4 人）以下とすること。

(2) 重点施策 1 HIV 及びエイズに対する理解の促進

HIV 感染及びエイズに対する知識を普及し、理解を促進することにより、差別・偏見のない社会づくりを推進する。

◇アクション◇

- 1 県民に対し、HIV 感染症に関する基本的な知識の普及を推進する。
- 2 学校・地域等の場で、様々な機会を通して啓発を進める。
- 3 人権擁護の視点に立った啓発を進める。

(3) 重点施策 2 感染の拡大防止と早期発見

HIV の感染拡大を防止し、新規 HIV 感染者・エイズ患者の減少とエイズの発症抑制を図る。

◇アクション◇

- 1 対象の特性を踏まえた予防啓発に取り組む。
- 2 HIV 抗体検査の受検者に対してきめ細かいフォローができるよう、検査及び相談に取り組む。

(4) 重点施策 3 HIV 感染者・エイズ患者の支援

患者や感染者一人ひとりが、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる環境づくりを推進する。

◇アクション◇

- 1 HIV 感染者・エイズ患者が適切な医療を受けられるよう、医療環境の整備を図る。
- 2 地域における HIV 感染者・エイズ患者の生活を、そのニーズに合わせて支援する。

各実施主体	役 割
県民自身	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識を持ち、感染のリスクを減らす行動を取る。 ・患者に対する差別・偏見をなくす。
啓発活動を行う 各種団体・機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対し、正しい知識の普及や予防啓発を行う。
医療機関 医療関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な医療の提供や人材の育成、患者の心理的・社会的サポートを行う。 ・適切で質の高い医療を提供する。 ・医療介護従事者の資質向上、教育機関と連携し、若い世代への知識啓発を行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等の機会を通じて普及啓発を行う。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体と連携し、効果的かつ実効性のある施策の総合的な推進を図る。 ・保健所における検査相談体制の充実を図る。 ・医療体制の確保を図る。 ・関係機関・団体とともに普及啓発を行う。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に応じて、正しい知識や命の尊さ等を指導する。
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会に、エイズに関する正しい知識の普及啓発を行う。

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の概要

(H24年厚生労働省告示21号)

○告示：H24年1月19日告示、施行：同日

○趣旨：国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して取り組んでいくべき課題について、正しい知識の普及啓発や教育、保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな取組の方向性を示すことにより、後天性免疫不全症候群に応じた予防の総合的な推進を図る。

(1) 原因の究明

- ・ エイズ発生動向の分析を引き続き強化すること
- ・ 個別施策層（若年層や外国人、MSM（男性間で性行為を行う者）、性風俗産業の従事者・利用者、薬物乱用者等）に対するエイズ発生動向を行うこと
- ・ 国際的な発生動向を把握すること
- ・ 発生動向調査等の結果等を広く公開し、情報提供を行うこと

(2) 発生の予防及びまん延の防止

- ・ 個人個人の注意深い行動により、予防が可能であることを鑑み、普及啓発や検査・相談体制の充実を中心とした予防対策を計画的に実施すること
- ・ 性感染症対策と連携して、施策を進めること
- ・ 性的接触以外の感染経路（薬物乱用のうち静脈注射によるもの、輸血、母子感染等）について、関係機関と連携し、普及啓発の充実、検査相談体制の推進を図ること
- ・ 個別施策層（特に青少年とMSM）に対して、追加的に効果的な施策を実施すること

(3) 普及啓発

- ・ 科学的根拠に基づく正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の情報、医療機関の情報等を周知すること
- ・ 普及啓発は、個人の行動がHIVに感染する危険性の低いものに変化することを目標とする行動変容を促進するものとする
- ・ 患者等や個別施策層に対する普及啓発及び教育を強化すること
- ・ 医療従事者等に対して、最新の医学的知識に加え、患者等の心理や個別施策層の社会的状況等の理解に資すること、患者等の人権の尊重や情報管理に関すること等について教育すること
- ・ 関係機関と連携を強化して、普及啓発体制を確立すること

(4) 検査・相談体制の充実

- ・ 保健所等における検査・相談体制の充実し、利用者の立場に立った取組を講じること
- ・ 地域の実情に応じて、利便性の高い場所での実施や夜間・休日等の実施、迅速検査の実施等利用者の機会拡大を促進する取組を強化すること
- ・ 個別施策層に対する検査・相談を実施すること
- ・ NGO等と連携し、地域の実情に応じた保健医療相談の質的向上を図ること

(5) 医療の提供

- ・ 中核拠点病院やエイズ治療拠点病院等の機能分担による診療連携の充実等診療体制の

整備を図ること

- ・ 合併症や併発症への対応を強化し、長期療養・在宅療養者への支援体制を整備すること
- ・ 保健医療福祉従事者等の人材の育成を継続して実施すること

(6) 研究開発の推進

- ・ 自然科学的側面のみならず、社会的側面、政策的側面も考慮した研修を実施すること

(7) 国際的な連携

- ・ 諸外国との情報交換の推進や国際的な感染拡大の抑制へ積極的に貢献すること

(8) 人権の尊重

- ・ 人権の擁護や個人情報の保護を徹底すること
- ・ 偏見や差別の撤廃に向けて努力すること
- ・ 保健医療サービスのすべてにおいて、利用者等に対して、個人を尊重した十分な説明と同意に基づくサービスの提供が行われること

(9) 施策の評価及び関係機関との連携

- ・ 感染症予防計画等を見直すには、重点的かつ計画的に進めるべきものについてし、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を複数年にわたり評価すること
- ・ 施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくこと
- ・ 総合的なエイズ対策を実施する際、特に個別施策層を対象とする施策を実施する際には、各研究班やNGO等との連携が重要であること

平成 25 年 11 月 19 日

岩手県エイズ対策推進プラン 策定スケジュール

○ プラン概要(案)・プラン(案)の作成	10 月 31 日(金)
○ 部内協議	11 月初め
○ プラン修正作業	11 月～12 月
○ エイズ対策推進協議会委員との協議(郵送)	11 月後半、意見聴取 (締切 12 月中旬)
○ パブリックコメント(1 ヶ月間)	12 月中旬から 1 月中旬
○ エイズ対策推進協議会開催、協議	2 月初め
○ プラン策定の起案(部長決裁)	3 月初め
○ プラン策定・公表	3 月